

県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成23年4月）	備考
<p style="text-align: center;"><b>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</b></p> <p>（目的）                      第1条 この要領は、<u>県土マネジメント部土木工事の工事成績</u>の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに<u>受注者の指導育成及び適正な選定</u>に資することを目的とする。</p> <p>（対象工事）                      第2条 評定の対象とする工事は、<u>県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）</u>に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事（<u>鋼材等のリース代及び電気料金</u>のみの工事、<u>緊急維持業務等の単価契約による工事等は除く</u>。）とする。                      2 <u>県土マネジメント部土木工事検査要領第3条第1項第1号</u>に定める出来形検査のうち、債務負担行為に係る契約工事の年度精算検査及び部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては、<u>評定を行わないものとする</u>。</p> <p>（評定者）                      第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は<u>県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査員及び県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）</u>に定める監督員とする。</p> <p>（評定の内容）                      第4条 評定は、<u>工事の施工状況、目的物の品質等の評価</u>について行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>土木部土木工事成績評定要領</b></p> <p>（目的）                      第1条 この要領は、<u>土木部土木工事の成績評定</u>（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに<u>請負者の指導育成及び適正な選定</u>に資することを目的とする。</p> <p>（対象工事）                      第2条 <u>工事成績の評定（以下「成績評定」という。）</u>の対象とする工事は、<u>土木部土木工事検査要領</u>に基づき検査を行う工事のうち1件の当初設計額が500万円以上の工事とする。                      ただし、<u>土木部土木工事検査要領第3条第1項第1号</u>に定める出来形検査のうち、債務負担行為に係る契約工事の年度精算検査及び部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては<u>成績評定を行わないものとする</u>。</p> <p>（評定者）                      第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は<u>土木部土木工事検査要領に定める検査員並びに土木部土木工事監督要領に定める監督員</u>とする。</p> <p>（評定の内容）                      第4条 評定は、<u>次の各号に掲げる事項</u>について行うものとする。                      （1）<u>工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価</u></p>	<p>成績評定対象金額の変更                      成績評定対象外工事の追記</p>

県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成23年4月）	備考
<p>(評定の方法)</p> <p>第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。</p> <p>2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。</p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙-1から別紙-4）、考査基準特記事項（別紙-5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙-6）によるものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第6条 評定の結果は、<u>県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）</u>に従い、<u>受注者</u>に通知するものとする。</p> <p>(評定の修正) <span style="float: right;">かし</span></p> <p>第7条 評定を行った後、<u>受注者</u>の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、<u>前条</u>の規定に従い、遅滞なくその結果を<u>受注者</u>に再通知するものとする。</p>	<p>(評定の方法)</p> <p>第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。</p> <p>2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。</p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙-1から別紙-4）、考査基準特記事項（別紙-5）及び「<u>施工プロセス</u>」のチェックリスト（別紙-6）によるものとする。</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第6条 評定の結果は、「<u>土木部土木工事成績評定の通知に関する規定</u>」に従い<u>請負者</u>に通知するものとする。</p> <p>(評定の修正)</p> <p>第7条 評定を行って後、<u>請負者</u>の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、<u>第6条</u>の規定に従い、遅滞なくその結果を<u>請負者</u>に再通知するものとする。</p>	

県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成23年4月）	備考
<p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成11年7月1日から改正施行する。</p> <p>この要領は、平成14年4月1日から改正施行する。</p> <p>この要領は、平成15年7月1日から改正施行する。</p> <p>この要領は、平成17年4月1日から改正施行する。</p> <p>この要領は、平成22年4月1日から改正施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日から改正施行する。</p>	



県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正 (平成25年4月)	現行 (平成23年4月)	備考																																																																																																		
<p style="text-align: center;">所長 観</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告いたします。 検査員</p> <p style="text-align: center;">土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">工事番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">受注者</td> <td style="width:55%;"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">代表者</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">主任(監理)技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更工期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">当初請負金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>竣工届出</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">最終請負金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>完成検査日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">手直検査日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">手直検査員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事概要</td> <td colspan="3">                     (当初) (変更)                 </td> </tr> <tr> <td>手直事項</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">主任検査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計画調整課長</td> <td style="text-align: center;">総務監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td></td> </tr> </table>	工事番号		受注者		工事名		代表者		工事場所		工期	平成 年 月 日	現場代理人		平成 年 月 日	主任(監理)技術者		変更工期	平成 年 月 日	当初請負金額	円	竣工届出	平成 年 月 日	最終請負金額	円	完成検査日	平成 年 月 日	手直検査日		検査日	平成 年 月 日	手直検査員		工事概要	(当初) (変更)			手直事項	有 ・ 無	所長	主任検査員			計画調整課長	総務監督員			主任監督員		<p style="text-align: center;">所長 観</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">土木工事 出来形・中間・竣工 検査の結果を次のとおり報告いたします。 検査員</p> <p style="text-align: center;">土木工事 出来形・中間・竣工 検査(成績評定)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">工事番号</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">請負業者</td> <td style="width:55%;"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">代表者</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">現場代理人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">主任(監理)技術者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更工期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">当初請負金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>竣工届出</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">最終請負金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>完成検査日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">手直検査日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">手直検査員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事概要</td> <td colspan="3">                     (当初) (変更)                 </td> </tr> <tr> <td>手直事項</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">主任検査員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計画調整課長</td> <td style="text-align: center;">総務監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td></td> </tr> </table>	工事番号		請負業者		工事名		代表者		工事場所		工期	平成 年 月 日	現場代理人		平成 年 月 日	主任(監理)技術者		変更工期	平成 年 月 日	当初請負金額	円	竣工届出	平成 年 月 日	最終請負金額	円	完成検査日	平成 年 月 日	手直検査日		検査日	平成 年 月 日	手直検査員		工事概要	(当初) (変更)			手直事項	有 ・ 無	所長	主任検査員			計画調整課長	総務監督員			主任監督員		<p>請負業者 →受注者</p>
工事番号		受注者																																																																																																		
工事名		代表者																																																																																																		
工事場所																																																																																																				
工期	平成 年 月 日	現場代理人																																																																																																		
	平成 年 月 日	主任(監理)技術者																																																																																																		
変更工期	平成 年 月 日	当初請負金額	円																																																																																																	
竣工届出	平成 年 月 日	最終請負金額	円																																																																																																	
完成検査日	平成 年 月 日	手直検査日																																																																																																		
検査日	平成 年 月 日	手直検査員																																																																																																		
工事概要	(当初) (変更)																																																																																																			
手直事項	有 ・ 無	所長	主任検査員																																																																																																	
		計画調整課長	総務監督員																																																																																																	
		主任監督員																																																																																																		
工事番号		請負業者																																																																																																		
工事名		代表者																																																																																																		
工事場所																																																																																																				
工期	平成 年 月 日	現場代理人																																																																																																		
	平成 年 月 日	主任(監理)技術者																																																																																																		
変更工期	平成 年 月 日	当初請負金額	円																																																																																																	
竣工届出	平成 年 月 日	最終請負金額	円																																																																																																	
完成検査日	平成 年 月 日	手直検査日																																																																																																		
検査日	平成 年 月 日	手直検査員																																																																																																		
工事概要	(当初) (変更)																																																																																																			
手直事項	有 ・ 無	所長	主任検査員																																																																																																	
		計画調整課長	総務監督員																																																																																																	
		主任監督員																																																																																																		

## 県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正 (平成25年4月)																														
工事成績点表 (竣工、出来形、中間)		平成 年 月 日 作成 事務局																												
事業名	種別	契約金額(億円)																												
		非監修員					他監修員					監修員(出来形)					監修員(中間)					監修員(竣工)								
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名								
年度	月	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
0 竣工	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
1 出来形	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
2 中間	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
3 竣工	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								

現行 (平成23年4月)																														
工事成績点表 (竣工、出来形、中間)		平成 年 月 日 作成 事務局																												
事業名	種別	契約金額(億円)																												
		非監修員					他監修員					監修員(出来形)					監修員(中間)					監修員(竣工)								
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名								
年度	月	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4					
0 竣工	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
1 出来形	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
2 中間	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								
3 竣工	土木建築	土木建築(一般)	+	+	+	+																								
		土木建築(特殊)	+	+	+	+																								
		土木建築(その他)	+	+	+	+																								
		土木建築(計)	+	+	+	+																								

備考

請負業者名  
→受注者名

## 県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）		現行（平成23年4月）		備考
別紙-1⑧		考查項目別運用表		
(主任監督員)				
考查項目	細別	工 夫 事 項		
5.	1.			
創意工夫等	創意工夫等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。                      (※本項目は2点の加点とする。)</li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。                      (※本項目は2点の加点とする。)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>【県内産建設資材等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> <b>県内産建設資材（生コンクリート・コンクリート二次製品・道路舗装材料類の3項目）を全種類・全量使用。（※本項目は2点の加点とする。）</b></li> <li><input type="checkbox"/> <b>奈良県リサイクル認定品（土木資材）の使用品目を全量使用。（※本項目は2点の加点とする。）</b></li> </ul> </div> </div>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> <li><input type="checkbox"/> その他 理由：_____</li> </ul> <p>(追加)</p>	
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載		
	評点：_____点			
<p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</p> <p>※2. 評価は各項目において1つポイントが付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。</p> <p>※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。</p>				県内産建設資材等の評価項目の明確化

## 県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成23年4月）	備考																								
<p>別紙 2④</p> <p>(総括監督員)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">考査項目</th> <th style="width: 85%;">考査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7. 法令遵守等</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">－ 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td style="text-align: center;">－ 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td style="text-align: center;">－ 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td style="text-align: center;">－ 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 理由：</td> <td style="text-align: center;">－ 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあつて工事関係者が上記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあつて下請契約し、それを履行するために従事する者に限る。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が贈収面などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。 (主任監督員が評価するI.施工体制一般及びII.配置技術者の項目との関係は、(現行)6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。)</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	考査内容	7. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">－ 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td style="text-align: center;">－ 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td style="text-align: center;">－ 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td style="text-align: center;">－ 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 理由：</td> <td style="text-align: center;">－ 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあつて工事関係者が上記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあつて下請契約し、それを履行するために従事する者に限る。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が贈収面などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。 (主任監督員が評価するI.施工体制一般及びII.配置技術者の項目との関係は、(現行)6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。)</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	－ 20点	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	－ 8点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	－ 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由：	－ 点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし		<p>考査項目別運用表</p> <p>法令遵守等の該当項目一覧表</p>	<p>施工体制Gメン要領の改正に伴う</p>
考査項目	考査内容																									
7. 法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">－ 20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">－ 10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td style="text-align: center;">－ 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td style="text-align: center;">－ 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td style="text-align: center;">－ 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8.その他 理由：</td> <td style="text-align: center;">－ 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9.項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあつて工事関係者が上記の適応事例で上表の措置があつた場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあつて下請契約し、それを履行するために従事する者に限る。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5.当該工事関係者が贈収面などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。 (主任監督員が評価するI.施工体制一般及びII.配置技術者の項目との関係は、(現行)6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。)</li> <li>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14.安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> </ol>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	－ 20点	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	－ 8点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	－ 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由：	－ 点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし						
措置内容	点数																									
<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	－ 20点																									
<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15点																									
<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13点																									
<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10点																									
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	－ 8点																									
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	－ 5点																									
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点																									
<input type="checkbox"/> 8.その他 理由：	－ 点																									
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし																										



県土マネジメント部土木工事成績評定要領 新旧対照表

改正（平成25年4月）	現行（平成23年4月）	備考
<p>別紙－5</p> <p style="text-align: center;"><b>考査基準特記事項</b></p> <p>1 別紙－2④ 7. 法令遵守等④総合評価技術提案履行確認において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評価点計を10点減点する。</p> <p>2 会計実地検査において、<u>受注者</u>の責に帰する指摘があった場合は該当する工事の成績評定を、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－2④ 7. 法令遵守等によっておこなうものとする。</p> <p>3 工事竣工後、<u>受注者</u>の責に帰する瑕疵や不具合が確認され、契約書第44条に則り修補を行うに至った場合は、成績評定について、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－2④ 7. 法令遵守等によっておこなうものとする。</p>	<p>別紙－5</p> <p style="text-align: center;"><b>考査基準特記事項</b></p> <p>1 別紙－2④ 7. 法令遵守等④総合評価技術提案履行確認において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評価点計を10点減点する。</p> <p>2 会計実地検査において、<u>請負者</u>の責に帰する指摘があった場合は該当する工事の成績評定を、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－2④ 7. 法令遵守等によっておこなうものとする。</p> <p>3 工事竣工後、<u>請負者</u>の責に帰する瑕疵や不具合が確認され、契約書第44条に則り修補を行うに至った場合は、成績評定について、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－2④ 7. 法令遵守等によっておこなうものとする。</p>	<p>請負者 →受注者</p>